

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの。 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 【概要】 法定受託事務として国民年金法、同施行令にて規定されている事務および年金生活者支援給付金に係る事務。 区は、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【事務内容】 - 第1号被保険者(国民年金法第7条1項に定める第1号被保険者を言う。以下同様。)に係る届出の受付 - 資格取得、種別変更、資格喪失、住所・氏名変更、生年月日・性別変更(訂正)に関する届出、付加保険料に関する届出の受付を行う。 - 任意加入・脱退の申出の受付 - 下記①～④について任意加入・脱退に関する申出の受付を行う。 60歳以上65歳未満の人で「受給資格(120月)を満たす」「老齢基礎年金を満額(480月)にする」「受給額を増やしたい(満額に近付けたい)」のいずれかの理由により、任意での加入を希望する場合 65歳以上70歳未満の人で任意加入をすることにより、受給資格(120月)を満たすことができる場合 - 日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人で国民年金への任意加入を希望する場合 - 上記①～③の加入者(杉並区が国内最終住所地のものに限る)からの脱退申出 - 保険料免除に係る届出・申請の受付 - 法定免除 - 第1号被保険者で「障害年金2級以上の受給者」「生活扶助を受けている者」等の保険料の免除理由に該当・消滅した場合の届出に関する受付を行う。 - 申請免除 - 保険料納付が困難な第1号被保険者が、所得要件等の審査により承認される免除(「全額」、「4分の3」、「2分の1」又は「4分の1」)の申請の受付を行う。(決定・承認・通知は日本年金機構が行う) - 産前産後免除 - 第1号被保険者で「妊娠85日以上(4か月)の出産(早産・死産・流産および人工妊娠中絶を含む)をした者」の保険料の免除理由に該当した場合の届出に関する受付を行う。 - 学生の納付特例及び納付猶予の受付 - 保険料納付が困難な第1号被保険者本人が「学生」や「50歳未満」の場合、所得要件等の審査・承認により保険料の納付を猶予する学生納付特例及び納付猶予の申請の受付を行う。(決定・承認・通知は日本年金機構が行う) - 裁定請求(老齢福祉年金を含む)の受付(第1号被保険者期間を有するものに限る) - 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、特別障害給付金、老齢福祉年金に関する申請の受付を行う。 - 障害基礎年金改定請求の受付 - 既に障害基礎年金を受けている者が「支給事由となっている障害の状態が重くなった」ことに伴い、年金の等級変更を希望する場合に障害基礎年金の改定請求の受付を行う。 - 被保険者又は受給権者(老齢福祉年金を含む)に係る申請の受付 - 障害基礎年金(20歳前障害)受給権者にかかる所得状況届、障害基礎年金受給権者にかかる障害状態確認届の受付を行う。 - 年金生活者支援給付金に係る事務 - 日本年金機構から送付される対象者一覧に受給者の確定に必要な所得情報等を収録して返送する。また、支給に関する請求書を受け付ける。 - 上記1～8の受付・事務にあたり必要な事実の審査、及び厚生労働大臣への報告 - 市区町村の保有する公簿(例:住民基本台帳、戸籍簿、住民税(所得情報))により、必要項目についてのみ確認、審査を行い、厚生労働大臣へ報告する。
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	1 国民年金の被保険者情報を管理する。 2 国民年金の免除申請書や異動報告書等を発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	福祉年金システム
②システムの機能	福祉年金の請求者・受給者情報を管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 住民登録外者管理 既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という)において除票があった個人で、引き続き、氏名・性別・生年月日・現住所等の個人情報を管理する必要がある者について住登外者として登録する。氏名・性別・生年月日・区内最終住所(除票前住所)等の情報は既存住基システムから引き継ぐことが出来る。また、住民登録外者として登録されている個人について登録情報に異動があった場合に情報を更新する。 2 履歴管理 住民登録外者として登録されたものについて登録情報に更新があった場合に、更新履歴を管理し、照会できる。 3 住民登録外者の個人番号管理 各業務システムが住民登録外者等記録システムにより管理する住民登録外者の個人番号の登録・変更を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国民年金システム、福祉年金システム)
システム4	
①システムの名称	年金生活者支援給付金システム
②システムの機能	年金生活者支援給付金に関して、日本年金機構から送付される対象者の受給確定に必要な所得情報等を収録する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国民年金システム、福祉年金システム、介護保険システム)

システム5	
①システムの名称	共通システム
②システムの機能	○ システムの共通的な情報、職員情報、及び権限情報等の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	○ 連携システムとのデータ連携を行うため、スケジュールや履歴の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表 第46項、第116項、第128項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施しない <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長の役職名	保健福祉部国保年金課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区内に住民登録をしている(過去に区内に住民登録していた)国民年金被保険者、その配偶者・世帯員及び任意加入者、一部の受給権者(障害基礎年金など)	
	その必要性	・住民の資格取得・喪失の届出により、法令に基づく被保険者名簿を作成し、年金記録等の情報管理をするとともに住民登録情報に基づく異動、変更管理または修正するため必要。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	識別情報	[○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)
	連絡先等情報	[○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)
	その他住民票関係情報	[○] その他住民票関係情報
その妥当性	業務関係情報	[] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	識別情報	○ 識別情報
	個人番号は、手続時点において基礎年金番号を有していない新規加入者などの同一人の確認・特定がより確に行うことができる。また、手続に必要な「所得情報」や「世帯情報」の取得を効率的かつ確実に行うことができ、適正な事務執行に資することが可能となる。	
その他識別情報(内部番号)は、「基礎年金番号」は、年金事務全般の基盤情報であり、事務執行にあたっては、個人の特定はもとより、年金記録の確認・確定には不可欠なものである。また、庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。		
連絡先等情報	○ 連絡先等情報	
4情報、連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。		
業務関係情報	○ 業務関係情報	
地方税関係情報は、保険料の免除、学生納付特例、納付猶予の申請受付、及び遺族基礎・障害基礎・寡婦年金の裁定請求及び年金生活者支援給付金の該当確認の際、「所得状況」の確認のために必要である。		
生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護のうち「生活扶助」を受給する第1号被保険者については、法定免除の対象となる。日本年金機構での審査の際「対象者の生活保護の現況」は必須要件であり、区からの報告が必要である。		
年金関係情報は、基礎年金番号で管理されており、日本年金機構と市町村間でやり取りし、最新のデータが反映されるよう保持している。手続を適正に進める上で過去の国民年金加入歴や保険料の納付状況などの年金記録の確認が必要である。		
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉部国保年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (区民生活部区民課、区民生活部課税課、保健福祉部福祉事務所、政策経営部情報管理課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、専用線に接続された「介護保険伝送端末」(区所管外))
③使用目的 ※		・第1号被保険者に係る年金資格及び保険料の免除等に関する届出、受給権者からの給付等に係る申請の受理を適切に行うため。 ・年金生活者支援給付金業務に係る事務を適切に行うため。
④使用の主体	使用部署	保健福祉部国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・各届出、申請を受付するにあたって、書類の内容に不備のないことを確認するために、本特定個人情報ファイルで保有する情報を参照する。 ・区の窓口で受付した各届出、申請内容を本特定個人情報ファイルに入力し、国民年金に関する資格・免除・給付の状況等を管理する。 ・日本年金機構が受付した各届出、申請、または法的根拠に基づき適用した情報を本特定個人情報ファイルに入力し、国民年金に関する資格・免除・給付の状況等を管理する。 ・年金生活者支援給付金等の申請にあたって、個人特定をする。
	情報の突合	・上記「⑤使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うために、基礎年金番号等を突合キーとして本特定個人情報ファイル及び日本年金機構がそれぞれ保有する国民年金に関する資格情報、免除情報及び給付情報を突合する。 ・個人コードを突合キーとして本特定個人情報ファイル内の国民年金に関する資格情報、免除情報及び給付情報と既存住民基本台帳システム、税務システム等が保有する4情報及び地方税関係情報等とを突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		システム保守
①委託内容		システム保守
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		・株式会社RKKCS ・日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑥再委託事項	システム保守の一部

委託事項2～5		
委託事項2		国民年金窓口等運営業務
①委託内容		(運営業務) ・国保年金課における国民年金に係る書類の受付及び電話対応(書類の決裁等の公権力行使にあたる業務は除く) ・業務マニュアル並びに運営管理マニュアル等の見直し
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ベルシステム24
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾する。
	⑥再委託事項	国民年金窓口等運営業務
委託事項3		ガバメントクラウドへのデータ移行
①委託内容		ガバメントクラウドへのデータ移行
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		・株式会社RKKCS ・日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑥再委託事項	ガバメントクラウドへのデータ移行作業の一部
委託事項4		システム運用支援
①委託内容		システム運用支援
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		・トーテックアメニティ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑥再委託事項	システム運用支援の一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	・国民年金法第3条、第12条第4項、第108条、第109条の4、第109条の10 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第41条 ・番号法第9条第1項 別表 第46項、第116項、第128項 (別表第一の事務処理者は「厚生労働大臣」となっているが、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担っていることから、実際の提供先は日本年金機構となる。)
②提供先における用途	・国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③提供する情報	・国民年金第1号被保険者及び任意加入者の資格・氏名等の異動情報等 ・保険料免除・納付猶予、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の各申請情報及び所得情報等 ・年金生活者支援給付金に関する各申請情報及び所得情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民年金第1号被保険者とその配偶者、世帯主及び任意加入者 ・老齢基礎年金受給者とその同一世帯員及び障害基礎年金・遺族基礎年金受給権者のうち、所得審査の対象となる者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	・年金請求書等を週に1回、年金事務所に送付。 ・年金生活者支援給付金の支給対象者等の所得にかかる情報は、現行の介護保険料の年金特別徴収事務にかかる情報提供の仕組み(専用線及び専用端末の所管は国保中央会・国保連合会)を使用し、毎年7月に日本年金機構へ提供する。この方法で提供できず、さらに日本年金機構が情報提供ネットワークシステムによっても取得することが不可能だった支給対象者等について、紙媒体で提供する。
移転先1	区民生活部区民課
①法令上の根拠	・住民基本台帳法第7条第11項 同施行令第5条
②移転先における用途	・住民基本台帳への記載
③移転する情報	・国民年金の資格取得・喪失年月日、被保険者種別(種別の変更がある場合はその年月日)、基礎年金番号
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民年金第1号被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	・毎週第1営業日

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜杉並区における措置＞

- 1 申請書、届出書等の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。
- 2 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置したサーバに保管する。

＜ガバメントクラウドにおける措置(保管について)①＞

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の規格に基づく認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置(保管について)②＞

- 1 外部侵入防止: 監視カメラの設置及び侵入検知システムを導入し、異常検出時に24時間365日対処可能な体制を整えている。
- 2 防犯対策・入退館管理: データセンターへの入室には二要素認証を導入し、入室の記録を監査している。また、入室の目的等に応じた入室可能範囲が設定されている。
- 3 持込・持出防止: モバイル機器の使用は管理されている。また、許可のない装置等の持出を禁止している。

＜ガバメントクラウドにおける措置(消去について)＞

- ①特定個人情報の消去は区からの操作によって実施される。区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規格にしたがって確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
- ④特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ⑤クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。
- さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。
- ⑥中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置(保管について)＞

- ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。
- なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
 - ・日本国内でデータを保管している。
- ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置(消去について)＞

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。
- さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。
- ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙【記録項目】のとおり

別紙【記録項目】

○国民年金情報ファイル ①国民年金被保険者情報

1	宛名番号	2	記号	3	番号	4	現存区分
5	資格取得日	6	種別	7	取得事由	8	資格喪失日
9	喪失原因	10	喪失理由	11	資格満了日	12	付加開始日
13	付加開始事由	14	付加種別	15	付加終了日	16	付加終了事由
17	免除申請日	18	免除開始日	19	免除該当届出日	20	免除種別
21	免除理由	22	免除終了日	23	免除消滅届出日	24	職権適用区分
25	職権適用年月日	26	職権消除区分	27	職権消除日	28	裁定区分
29	失権区分	30	被災者区分	31	社保確認区分	32	社保確認日
33	切替済フラグ	34	旧年金記号	35	旧年金番号	36	船員保険番号
37	電話区分	38	電話番号	39	住登外納付開始	40	住登外納付終了日
41	配偶者個人番号	42	配偶者氏名漢字	43	配偶者生年月日	44	配偶者適用日
45	学校名称	46	学校所在地	47	在学期間	48	旧自治体
49	外国人区分	50	産前産後免除種別	51	産前産後免除出産(予定)日	52	産前産後免除開始月
53	産前産後免除終了月						

○国民年金情報ファイル ②受給年金受給者情報

1	宛名番号	2	連番	3	受給年金記号	4	受給年金番号
5	受給年金種別	6	受給年金制度	7	受給年金一連番号	8	受給開始年月
9	受給権発生日	10	支給停止区分	11	支給停止年月	12	有期認定年
13	有効年	14	失権区分	15	失権日	16	診断書必要者区分
17	診断書提出日	18	診断書コード	19	障害認定等級	20	障害認定号数
21	障害認定	22	認定年度	23	傷病名	24	支払金融機関
25	基本年金額	26	加算額	27	停止額	28	支払年金額
29	証書受渡日	30	受給選択区分	31	他年金受給区分	32	裁定請求日
33	裁定日	34	裁定1年未満区分	35	額改定後1年未満区分	36	備考
37	初診日	38	障害認定日	39	事後請求の別	40	次回診断書提出年月

○国民年金情報ファイル ③老齢福祉年金受給者情報

1	宛名番号	2	老齢福祉年金記号	3	老齢福祉年金番号	4	老齢福祉年金番号枝
5	受給開始年月	6	受給権発生日	7	支給停止区分	8	支給停止年月
9	失権区分	10	失権日	11	配偶者個人番号	12	扶養義務者個人番号
13	扶養義務者続柄名称	14	扶養義務者続柄コード1	15	扶養義務者続柄コード2	16	扶養義務者続柄コード3
17	扶養義務者続柄コード4	18	代理人個人番号	19	公的年金受給区分	20	公的年金番号
21	受取郵便局コード	22	他年金記号番号	23	証書有無区分	24	差額受給者区分

○国民年金情報ファイル ④特別障害給付金受給者ファイル

1	宛名番号	2	県コード	3	番号	4	連番
5	発生(請求)日	6	受給開始年月	7	初診日	8	障害認定日
9	支給停止区分	10	支給停止年月	11	有期認定年	12	有効年
13	失権区分	14	失権日	15	診断書提出日	16	診断書コード
17	障害認定等級	18	障害認定号数	19	障害認定	20	認定年度
21	傷病名コード	22	傷病発生日	23	傷病名	24	公的年金額
25	基本年金額	26	停止額	27	支払年金額	28	他年金受給区分
29	配偶者個人番号	30	配偶者証書番号(記号)	31	配偶者証書番号(番号)	32	配偶者年金コード1
33	配偶者年金コード2	34	学校名かな	35	学校名	36	学校所在地
37	在学期間開始日	38	在学期間終了日	39	次回診断書提出年月	40	備考

○国民年金情報ファイル ⑤宛名管理(住民登録外者等記録)情報

1	宛名番号	2	履歴連番	3	適用日	4	登録業務
5	住民票コード	6	世帯番号	7	現存区分	8	人格区分
9	国籍コード	10	支所コード	11	地区コード	12	行政区コード
13	班コード	14	小学校区コード	15	中学校区コード	16	投票区コード
17	算定団体コード	18	生年月日	19	和暦生年月日	20	性別
21	市区町村コード	22	大字コード	23	本番	24	枝番1
25	枝番2	26	街区コード	27	棟番号	28	号番号
29	氏名かな	30	氏名漢字	31	通称名かな	32	通称名漢字
33	郵便番号	34	郵便番号BC	35	町名	36	番地
37	方書	38	代表者肩書	39	代表者氏名	40	支店名称
41	部課名称	42	郵便返却区分	43	登録事由	44	番号制度個人番号
45	番号制度法人番号						

○国民年金情報ファイル ⑥共通基盤システムDB

1	氏名	2	住所	3	生年月日	4	性別
5	通称	6	個人番号	7	団体内統合宛名番号	8	個人コード

○国民年金情報ファイル ⑦障害基礎年金受給確認情報

1	証書記号番号	2	氏名	3	個人コード	4	生年月日
5	住所	6	電話番号	7	所得額	8	控除額
9	差引後所得額	10	扶養人数	11	扶養内訳	12	支給区分
13	転入日	14	転入前住所	15	転出日	16	転出先住所
17	転居日	18	転居前住所	19	生保該当有無	20	生保開始日
21	生保廃止日	22	死亡日	23	職権削除日	24	住民年月日
25	住定年月日	26	減異動日	27	送付先住所	28	送付先氏名
29	送付先電話番号	30	異動事由	31	個人番号		

○国民年金情報ファイル ⑧受給年金受給者税情報

1	受給者宛名番号	2	受給者連番	3	登録区分	4	年度
5	宛名番号	6	入力区分	7	所得譲渡	8	所得一般
9	所得合計額	10	控除雑損	11	控除医療費	12	控除小規模企業共済等掛金
13	控除肉用牛	14	控除配偶者特別	15	控除社会保険料	16	控除開墾地
17	控除土地改良	18	控除後所得金額	19	税申告区分	20	扶養人数
21	扶養人数(老人)	22	扶養人数(特定)	23	扶養人数(障害)	24	扶養人数(特別障害)
25	本人その他障害	26	本人特別障害	27	本人老年者	28	本人寡婦
29	本人特別寡婦	30	本人寡夫	31	本人勤労学生	32	職業区分
33	職業名						

○国民年金情報ファイル ⑨給付金対象者管理情報

1	基礎年金番号	2	宛名番号	3	提供依頼年度	4	所得証明対象年
5	事務区分	6	未特定区分	7	要確認理由	8	提供依頼情報生年月日
9	提供依頼情報性別	10	提供依頼情報氏名カナ	11	提供依頼情報氏名漢字	12	提供依頼情報郵便番号
13	提供依頼情報住所カナ	14	提供依頼情報住所漢字	15	所得証明年月日	16	所得情報設定表示1
17	所得情報設定表示2	18	所得情報設定表示3	19	申告区分	20	世帯課税区分
21	前年所得合計額1	22	公的年金等の収入金額	23	合計所得金額	24	公的年金等に係る雑所得
25	前年所得合計額2	26	総所得金額	27	退職所得金額	28	山林所得金額
29	土地等に係る事業所得等の金額	30	長期譲渡所得金額	31	短期譲渡所得金額	32	先物取引に係る雑所得等の金額
33	雑損控除額	34	医療費控除額	35	社会保険料控除額	36	小規模企業共済掛金控除額
37	配偶者特別控除額	38	障害者控除対象配偶者扶養親族人数	39	特別障害者控除対象配偶者扶養親族人数	40	寡婦(夫)控除該当表示
41	寡婦(夫)控除特例該当表示	42	勤労学生控除該当表示	43	免除所得額	44	肉用牛売却所得に係る免除額
45	開墾地等農業所得に係る免除額	46	土地改良事業に係る免除額	47	控除対象配偶者扶養親族人数	48	老人控除対象配偶者老人扶養親族人数
49	特定扶養親族人数	50	16歳以上19歳未満扶養親族人数	51	障害者控除該当表示	52	特別障害者控除該当表示

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・「国保年金課情報取扱い手順書」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当すること、番号法及び個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、目的外の情報入手を抑止（防止）する。 ・国民年金に係る手続き（申請・届出等）の窓口における本人確認等の審査及び事務処理については、現行の手順（日本年金機構での年金相談の際の本人確認資料、手順に準ずる）をベースとしつつ、特定個人情報保護委員会が制定した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に示された本人確認要件を加味した上で運用することで対象者以外の情報入手を防止する。 ・不必要に情報の入手を行わないよう、添付書類に不足がある又は公簿情報（住民登録及び所得等）の確認等ができない場合は、提出や情報確認ができるまでは受付保留の取扱いとし、一定期間その提出等がない場合は申請者に返戻する。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ・被保険者情報の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違い等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク対策> ・国民年金に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である国民年金法及び国民年金市町村事務処理基準等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・「国保年金課情報取扱い手順書」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・システムの操作に当たり、操作履歴を採取し保管することで、対象者以外の情報の入手を抑止する。また、入力する情報は、法令で定められ、杉並区情報公開・個人情報保護審議会への必要な手続きを行ったものに限定する。 ・本人から情報を取得する場合は、国民年金の第1号被保険者等に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。 ・他自治体、日本年金機構等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限する。 ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然なものがないかを確認する。 <入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク対策> ・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。 ・他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。 ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 ・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 ・杉並区に住民登録をしている者の4情報及び個人番号については、住民基本台帳に関する事務で取得したものを国民年金システムから利用するため、当該データの正確性については担保されたものとして利用する。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 <入手した際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク対策> ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申請書等を收受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。 ・郵送で情報を入力する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地を印刷等したものを使用する。 ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体（USBメモリ等）は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・システム操作に必要なソフトウェアについては情報管理課への申請に基づいて必要数のみを付与するので入力を行える端末機は限定される。また操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請に基づいて付与することで操作権限のない者による不正な操作を防止する。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国民年金システムからは、情報提供ネットワークシステムを使用しないため、団体内統合宛名・連携管理システムへのアクセスはしない。 ・国民年金システム等からは、事務に必要な情報のみアクセスすることができ、その他の事務に用いるファイルにはアクセスができないよう、アクセス制限を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・端末機の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」により定められた期間内に変更する。 ・登録されているユーザ情報については、管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 ・各システム共にユーザーIDの共有を禁止している。	
その他の措置の内容	1 アクセス権限の発行・失効の管理 ・アクセス権限の発行は、業務主管課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、業務主管課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限の失効を行う。 2 アクセス権限の管理 ・セキュリティ責任者(所属長)はアクセス権限と事務の対応表(事務担当者に対する権限付与の範囲を規定したもの)を作成し、定期的に付与されている権限と対応表が一致しているか点検を行い、違いが発見された場合には、ただちに適正な状態に修正する。 ・ユーザーアカウントおよびアクセス権について不要・不適切なものがいないか定期的に確認する手順が「国保年金課情報取扱い手順書」に定められおり、当該規定に基づき確認を行う。 3 特定個人情報の使用の記録 ・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「国保年金課情報取扱い手順書」に基づき管理する。 4 入退室管理 ・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「国保年金課情報取扱い手順書」に規定し、規定された内容を守ること、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 従業者が事務外で使用するリスク対策 ・国民年金に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止する。 ・委託業者については、契約に基づき、委託業者が従事者に対して杉並区が定めた個人情報保護に関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。 2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策 ・情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」及び「国保年金課情報取扱い手順書」の中で規定し、職員に周知・徹底する。 ・住民情報端末においては、大量複製につながるフラッシュメモリ等の使用について、持ち出しを制限・管理するソフトウェアを導入し、USBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御する。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	＜選択肢＞ [定めている] 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守 また、次の内容を仕様書に盛り込むこととしている。 ・リモート保守を実施する場合やデータ移行作業をする場合は専用区画で実施することとし、入退室の記録を残している。 ・保守等に用いる端末へのログインには多要素認証を用いることとし、許可された者以外の作業を禁止している。 ・業務データを取り扱う端末のインターネットへの接続を禁止している。 ・次のような場合を除き、区はガバメントクラウドから保守事業者の環境へのデータの持ち出しを許可していない。 ①ガバメントクラウドへのサイバー攻撃等により、ガバメントクラウド上からデータを退避する必要性が生じた場合 ②ガバメントクラウド上のシステムで障害が発生し、クラウド環境では原因が特定できない場合 ③業務データを保管するために利用しているクラウド事業者を変更する場合 ④このほか、ガバメントクラウドからデータを持ち出すことに緊急または相当の必要性があると区が認める場合 ・保守事業者は、ガバメントクラウドからのデータの持ち出しを行った場合、保守事業者の環境に持ち出したデータを保管する必要がなくなった段階で、速やかに返還又は廃棄し、区に報告することとしている。 ・業務データの保守環境からの持ち出しは許可していない。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	＜選択肢＞ [十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項については委託と同様の措置を義務付ける。 ・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区が間接的に監督する。	

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生あり] 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容 再発防止策の内容	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。 「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。
その他の措置の内容	<物理的対策> ・区に設置する特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・デスクトップ型端末はセキュリティワイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管する。 ・職員が離席する際には時間経過によりロックする。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、記録簿による持出管理を行う。 <不正プログラム対策> ・端末機にウイルス対策ソフトを採用し、ウイルスパターンファイルは最新のものを適応している。 <不正アクセス対策> ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断する。 <特定個人情報(データ)が古い情報のまま保管され続けるリスク対策> ・本特定個人情報ファイルの個人情報、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、このリスクは存在しない。 <申請書等の保管対策> 申請書・帳票等の紙媒体については、届出内容別、送付日毎のファイルにファイリングし、施錠管理できる書庫等に2年間保管している。2年を経過した者については「杉並区文書等管理規程」及び「杉並区文書等保存年限基準」により、文書倉庫で管理し、保存年限を超えたものは廃棄する。 <特定個人情報(データ)が消去されずいつまでも存在するリスク対策> ・保存年限を経過したデータは、定期的に業務主管課が情報システム担当課長に依頼し、情報管理課の職員が消去処理を行った上、その記録を残す。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)に記録するデータについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・上記電子媒体の接続先であり、国保連合会所管の専用回線の終端である「介護保険伝送端末」内にはデータを保存しない。入手・提供のために一時的にデータを格納した場合は、入手・提供後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(特定個人情報(データ)が消去されずいつまでも存在するリスク対策) ・保存期間を経過した情報についてはファイル全体を消去する。 ・機器更新、交換等に伴い、旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・上記電子媒体の接続先であり、国保連合会所管の専用回線の終端である「介護保険伝送端末」内にはデータを保存しない。入手・提供のために一時的にデータを格納した場合は、入手・提供後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策①)＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②クラウド事業者は、その従業員に対して、適正な許可のない装置等の外部への持出は認めていない。また、クラウド事業者は、区のデータにアクセスできない措置を講じている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策②)＞ ガバメントクラウド内の特定個人情報を記録するサーバについては、次の対策を行っている。 ・サーバ設置エリアへの入退室管理 ・監視カメラ及び侵入検知防止システムによる常時監視 ・事前申請による入館管理 ・入館時における二要素認証の実施及び入退室状況の監査 ＜ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤区が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦区やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置(物理的対策)＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置(技術的対策)＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。		
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	

9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について「国保年金課情報取扱い手順書」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、区に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、区とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ③政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ④中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所政策経営部情報管理課情報公開係
②請求方法	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、”2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書(URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所保健福祉部国保年金課国民年金係
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	国民年金に関する事務重点項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所による公示。意見をはがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙により受け付ける。
②実施日・期間	令和6年8月1日～8月31日まで
③主な意見の内容	1件 システム構築の技術的な面での信頼性に疑問がある。政府に対する信頼度も低い中での、情報の一本化は避けるべき。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和6年9月26日
②方法	杉並区情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。
③結果	杉並区情報公開・個人情報審議会において、介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認した。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年6月10日	2020/10/1	事後	自己点検
令和3年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1 福祉年金の受給者情報を管理する。 2 福祉年金の障害基礎年金所得状況届連名簿等を発行する。	福祉年金の請求者・受給者情報を管理する。	事後	自己点検に伴い、文言修正
令和3年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	年金生活者支援給付金の受給者情報を管理する。	年金生活者支援給付金に関して、日本年金機構から送付される対象者の受給確定に必要な所得情報等を収録する。	事後	自己点検に伴い、文言修正
令和3年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	総合証明システム	—	事後	使用するシステムを削除
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	○業務関係情報 ・地方税関係情報は、保険料の免除、学生納付特例、納付猶予の申請受付の際、「所得状況」の確認のために必要である。 (以下略)	○業務関係情報 ・地方税関係情報は、保険料の免除、学生納付特例、納付猶予の申請受付、及び遺族基礎・障害基礎・寡婦年金の裁定請求及び年金生活者支援給付金の該当確認の際、「所得状況」の確認のために必要である。 (以下略)	事後	自己点検に伴い、文言修正
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 提供先1	日本年金機構 番号法第19条第7号及び別表第2の第1欄に定める情報照会者(55厚生労働大臣)48項、50項、107項	日本年金機構	事後	自己点検に伴い、文言修正

令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第31項、第83項、 （国民年金に関する業務は、国民年金法第3条等により、法定受託事務として行うものである。また、別表第一の事務処理者は「厚生労働大臣」となっているが、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担っていることから、実際の提供先は日本年金機構となる。）	・国民年金法第3条、第12条第4項、第108条、第109条の4、第109条の10 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第41条 ・番号法第9条第1項 別表第一 第31項、第83項、第95項 （別表第一の事務処理者は「厚生労働大臣」となっているが、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担っていることから、実際の提供先は日本年金機構となる。）	事後	自己点検に伴い、法令上の根拠を追加修正
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 提供先1 ③提供する情報	・国民年金関係情報 ・地方税関係情報あつて主務省令で定めるもの【番号法第19条第7号及び別表第2の第1欄に定める情報照会者（23 厚生労働大臣）において特定個人情報の定めのある事項】	・国民年金第1号被保険者及び任意加入者の資格・氏名等の異動情報等 ・保険料免除・納付猶予、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の各申請情報及び所得情報等 ・年金生活者支援給付金に関する各申請情報及び所得情報等	事後	自己点検に伴い、記載内容を具体化
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 提供先1 ⑦時期・頻度	・年金生活者支援給付金の支給対象者等の所得情報にかかる情報は、現行の介護保険料の年金特別徴収事務にかかる情報提供の仕組み（専用線及び専用端末の所管は国保中央会・国保連合会）を使用し、毎年7月に日本年金機構へ提供。 ・上記の方法で提供した結果取得できず、さらに日本年金機構が情報連携によっても取得することが不可能だった場合、紙媒体で提供する。	・年金請求書等を週に1回、年金事務所に送付。 ・年金生活者支援給付金の支給対象者等の所得にかかる情報は、現行の介護保険料の年金特別徴収事務にかかる情報提供の仕組み（専用線及び専用端末の所管は国保中央会・国保連合会）を使用し、毎年7月に日本年金機構へ提供する。この方法で提供できず、さらに日本年金機構が情報提供ネットワークシステムによっても取得することが不可能だった支給対象者等について、紙媒体で提供する。	事後	自己点検に伴い、文言修正
令和3年1月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ② 請求方法	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。（詳細は、下記URLもしくは、”2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。） ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ 申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 （URL: http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html ）	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。（詳細は、下記URLもしくは、”2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。） ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ 申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 （URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html ）	事後	公式ホームページアドレス修正による

令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	—	事前	変更日と同日、運用開始のため
令和4年3月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4	国民年金業務設計及び運営業務	国民年金窓口等運営業務	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ 4. 委託事項4 ①委託内容	(設計) ・国民年金に係る業務の分析及び業務マニュアル並びに運営管理マニュアル等の作成 (運営業務) ・国保年金課における国民年金に係る書類の受付及び電話対応(書類の決裁等の公権力行使にあたる業務は除く)	(運営業務) ・国保年金課における国民年金に係る書類の受付及び電話対応(書類の決裁等の公権力行使にあたる業務は除く) ・業務マニュアル並びに運営管理マニュアル等の見直し	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ 4. 委託事項4 ③委託先名	株式会社DACS、株式会社ベルシステム24、株式会社エヌ・ティ・ティデータ共同事業体	株式会社ベルシステム24	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ 4. 委託事項4 再委託 ⑥再委託事項	国民年金業務設計及び運営業務	国民年金窓口等運営業務	事後	自己点検
令和5年4月17日	Ⅱ 3①入手先	政策経営部情報政策課	政策経営部情報管理課	事後	重要な変更にあたらない(組織改正による課名の変更)
令和5年4月17日	Ⅲ 2特定個人情報(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	政策経営部情報政策課	政策経営部情報管理課	事後	重要な変更にあたらない(組織改正による課名の変更)
令和5年4月17日	Ⅲ 5その他の措置の内容	政策経営部情報政策課	政策経営部情報管理課	事後	重要な変更にあたらない(組織改正による課名の変更)
令和5年4月17日	Ⅲ 7その他の措置の内容	政策経営部情報政策課	政策経営部情報管理課	事後	重要な変更にあたらない(組織改正による課名の変更)

令和5年4月17日	Ⅲ 7リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ 7リスク1 ⑨その内容	(追加)	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ 7リスク1 ⑨再発防止策の内容	(追加)	「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和5年4月17日	Ⅳ1①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所政策経営部情報管理課情報公開係	事後	重要な変更にあたらない(組織改正による課名の変更)
令和6年2月16日	I 2 ③他のシステムとの接続	システム6③他のシステムとの接続 に追加	[○]宛名システム等	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	Ⅱ 4委託事項1 ③委託先名	・株式会社RKKコンピューターサービス	・株式会社RKKCS	事後	社名変更
令和6年3月29日	Ⅱ 4委託の有無	4件	3件	事後	自己点検
令和6年3月29日	Ⅱ 4委託事項2	システム運用支援	削除	事後	自己点検
令和6年3月29日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、	番号法及び個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)における罰則規定があること、	事後	条例改正のため
令和6年3月29日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。	・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。	事後	条例改正のため
令和6年3月29日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報の取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク 規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守	事後	特記仕様書の改訂のため
令和6年3月29日	Ⅲリスク対策 5特定個人情報の提供・移転	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び個人情報保護法の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。	事後	条例改正のため
令和6年3月29日	別紙記録項目	⑥中間サーバコネクタDB	⑥共通基盤システムDB	事後	機器更改のため

令和6年5月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容【事務内容】1	、年金手帳再交付申請	削除	事後	自己点検
令和6年5月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容【事務内容】3③	出産(死産を含む)した者	妊娠85日以上(4か月)の出産(早産・死産・流産および人工妊娠中絶を含む)をした者	事後	自己点検
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数 ③委託先名	②500人以上1,000人未満 ③・株式会社RKKCS ・富士通株式会社 ・日本電気株式会社	②50人以上100人未満 ③・株式会社RKKCS ・日本電気株式会社	事前	自己点検
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 インフラ環境運用保守	インフラ環境運用保守	委託事項3に関する記載は全て削除	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3	記載なし	ガバメントクラウドへのデータ移行	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ①委託内容	記載なし	ガバメントクラウドへのデータ移行	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ②委託先における取扱者数	記載なし	50人以上100人未満	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ③委託先名	記載なし	・株式会社RKKCS ・日本電気株式会社	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	記載なし	④再委託する ⑤再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。 ⑥ガバメントクラウドへのデータ移行作業の一部	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4	記載なし	システム運用支援	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4 システム運用支援 ①委託内容	記載なし	システム運用支援	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4 システム運用支援 ②委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 委託事項4 システム運用支援 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	④再委託しない ⑤記載なし ⑥記載なし	④再委託する ⑤再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。 ⑥システム運用支援の一部	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置（保管について）＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の規格に基づく認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置（消去について）＞ ①特定個人情報の消去は区からの操作によって実施される。区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規格にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<データセンターにおける措置> 1 外部侵入防止:オペレータによる24時間365日の常駐監視、監視カメラ 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 3 持込・持出防止:不要又は事前申請のない電子機器等の金属探知機による持ち込み確認、ラックのシリンダ錠による個別施錠、社外持出時セキュリティ管理責任者承認、個人所有のノートPC等の業務使用禁止	<ガバメントクラウドにおける措置> 1 外部侵入防止:監視カメラの設置及び侵入検知システムを導入し、異常検出時に24時間365日対処可能な体制を整えている。 2 防犯対策・入退館管理:データセンターへの入室には二要素認証を導入し、入室の記録を監査している。また、入室の目的等に応じた入室可能範囲が設定されている。 3 持込・持出防止:モバイル機器の使用は管理されている。また、許可のない装置等の持出を禁止している。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定規定の内容	保守等に関する記載なし	また、次の内容を仕様書に盛り込むこととしている。 ・リモート保守を実施する場合やデータ移行作業をする場合は専用区画で実施することとし、入退室の記録を残している。 ・保守等に用いる端末へのログインには多要素認証を用いることとし、許可された者以外の作業を禁止している。 ・業務データを取り扱う端末のインターネットへの接続を禁止している。 ・次のような場合を除き、区はガバメントクラウドから保守事業者の環境へのデータの持ち出しを許可していない。 ①ガバメントクラウドへのサイバー攻撃等により、ガバメントクラウド上からデータを退避する必要がある場合 ②ガバメントクラウド上のシステムで障害が発生し、クラウド環境では原因が特定できない場合 ③業務データを保管するために利用しているクラウド事業者を変更する場合 ④このほか、ガバメントクラウドからデータを持ち出すことに緊急または相当の必要性があると区が認める場合 ・保守事業者は、ガバメントクラウドからのデータの持ち出しを行った場合、保守事業者の環境に持ち出したデータを保管する必要がなくなった段階で、速やかに返還又は廃棄し、区に報告することとしている。 ・業務データの保守環境からの持ち出しは許可していない。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> > ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)> > ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤区が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦区やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサー付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド内の特定個人情報を記録するサーバについては、次の対策を行っている。 ・サーバ設置エリアへの入退室管理 ・監視カメラ及び侵入検知防止システムによる常時監視 ・事前申請による入館管理 ・入館時における二要素認証の実施及び入退室状況の監査	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、区に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、区とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年2月25日	I 基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1の31、83及び95の項	・番号法 第9条第1項 別表 第46項、第116項、第128項	事後	法改正

令和7年2月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供先1 法令上の根拠	・国民年金法第3条、第12条第4項、第108条、第109条の4、第109条の10 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第41条 ・番号法第9条第1項 別表第1の31、83及び95の項 (別表第一の事務処理者は「厚生労働大臣」となっているが、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担っていることから、実際の提供先は日本年金機構となる。)	・国民年金法第3条、第12条第4項、第108条、第109条の4、第109条の10 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第41条 ・番号法第9条第1項 別表 第46項、第116項、第128項 (別表第一の事務処理者は「厚生労働大臣」となっているが、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担っていることから、実際の提供先は日本年金機構となる。)	事後	法改正
令和7年7月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を追加	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置(保管について)> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置(消去について)> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため

令和7年7月9日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びリスクに対する措置	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を追加	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置(物理的対策)> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置(技術的対策)> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
----------	--	--------------------------	---	----	-------------------------

令和7年7月9日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を追加	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を追加	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ③政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ④中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和8年3月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ③過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	3年以上経過のため

令和8年3月10日	その内容	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	削除	事後	3年以上経過のため
令和8年3月10日	再発防止策	「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。	削除	事後	3年以上経過のため